

# 山梨県公報

第二千七百七十二号

平成二十三年

十月六日

木曜日

## 目次

### 告示

換地計画の決定(二件).....	七一九
道路の供用開始(三件).....	七一九
道路の区域変更.....	七二〇
有害図書類の指定.....	七二一
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	七二二
随意契約の相手方の決定について.....	七二二
公聴会の実施.....	七二三
一般競争入札について.....	七二三
正 誤	
平成二十三年九月六日付号外第七十号中.....	七三三

## 告示

### 山梨県告示第四百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営畑地帯総合整備事業(中条地区第一工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

### 山梨県告示第四百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営中山間地域総合整備事業(茅ヶ岳北西部地区津金工区)の換地計画を定めたので、  
次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十月七日から同年十一月七日まで

#### 三 縦覧場所

北杜市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十三年十一月八日から同年十一月二十二日まで

### 山梨県告示第四百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	栗合成田線	笛吹市御坂町栗合字山ノ神一七	七九・〇	平成二十三

九番の一地先から 笛吹市御坂町栗合字山ノ神一五 七番の一地先まで	年十月六日
--	-------

**山梨県告示第四百二十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	敷島竜王線	甲斐市大字牛字宮前三十三番の一地先から 甲斐市大字堺字横田三十三番の一地先まで		三〇〇・〇	平成二十三年十月六日

**山梨県告示第四百二十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	雨畑大島線	南巨摩郡早川町大字雨畑字立石三三〇番の三地先から		二二二・三	平成二十三年十月六日

南巨摩郡早川町大字雨畑字蔵平 三八番地先まで	南巨摩郡早川町大字雨畑字立石 三四〇番地先から 南巨摩郡早川町大字雨畑字蔵平 三八番地先まで	二二二・三	二二二・三
---------------------------	---	-------	-------

**山梨県告示第四百二十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡早川町大字雨畑字立石三三〇番の 三地先から	南巨摩郡早川町大字雨畑字立石三三〇番の 三地先から	旧	三・九 三三・〇	二二二・三
南巨摩郡早川町大字雨畑字蔵平三八番地先 まで	南巨摩郡早川町大字雨畑字蔵平三八番地先 まで	新	三・九 三三・〇	二二二・三
南巨摩郡早川町大字雨畑字立石三四〇番地 先から	南巨摩郡早川町大字雨畑字立石三四〇番地 先から		三・〇 一七・〇	二二二・三
南巨摩郡早川町大字雨畑字蔵平三八番地先				二二二・三

まで

### 山梨県告示第四百二十五号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十二号)第五条第三項の規定により、次のものを有書図書類として指定し、平成二十三年十月六日から施行する。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横内 正明

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
金のEX G. T. R. VOL. 12	(株)大洋図書
裏モノJAPAN 2011 10月号	(株)鉄人社
BOY・Sピアス 2011 9月号	(株)ジュネット
危険な愛体験Special 2011年9月号	バナジー出版(株)
バグバグ Bug Bug 2011 9月号	(株)サン出版
実話時代 2011 10月号	(株)メディアボーイ

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年九月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人こうふくらぶ
  - 2 代表者の氏名 小林 智斉
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上向山町七百九十二番地二
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、甲府地域に住む人々や地域を訪れる都市住民に対して、甲府市の農産物・歴史・文化・景観などの資源を活用したイベントや地域住民と協働したまちづくり活動推進に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年九月二十六日から同年十一月二十五日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量  
積算システム用機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
山梨県森林環境部森林環境総務課 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十三年七月二十七日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 契約金額  
九千三百九十九万六千円
- 六 随意契約によることとした理由  
一般競争入札の再度入札において、落札者が無かったため

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開催期日 平成二十三年十一月二日（水）午後七時
- 二 開催場所 山梨市上神内川三百八十七番地一 加納岩公民館
- 三 聴こうとする案件 峡東都市計画道路（山梨市駅南線外一路線）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十三年十月二十日（木）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び峡東建設事務所並びに山梨市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 購入物品の名称及び数量
  - 情報システム関連機器 一式
  - 2 購入物品の仕様等
- 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限  
平成二十四年五月三十一日
- 4 納入場所  
知事が指定する場所（新県立図書館）
- 二 一般競争入札の参加資格
  - 1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に

参加することができる者であること。

- 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- 5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。
- 6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「情報機器」、「通信機器」のいずれかが登録されている者であること。
- 7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局 管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成二十三年十月十七日（月）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場を除外し、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法  
この公告の日から平成二十三年十月十九日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十三年十一月十一日（金）午前十一時  
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室
- 5 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 契約の締結

この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第十三号）に基づき、山梨県議会において議決に付す必要のある財産の取得であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

5 違約金の有無

有

6 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Machines that handle automated information systems 1 unit
- 2 Date and time for tender  
11:00 AM November 11, 2011
- 3 Bureau in charge  
Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan  
TEL 055-223-1395

正 誤

ページ	段	行	誤	正
三	上	終わりから九	第二条第三号	第二条第三項第三号

平成二十三年九月六日山梨県条例第三十八号（山梨県風致地区条例の一部を改正する条例）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番